

必要な書類 ※様式は美の国あきたネット(県HP)に掲載しています。

補助金の交付を申請するとき (補助金の交付申請は工事に着手する前にお願いします。)

共通	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書(様式第1号~第7号) ※補助メニューにより、様式が異なります 工事請負契約書又は請書の写し 工事内訳明細書の写し 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 併用住宅の場合、住宅の延べ面積が1/2以上(住宅用車庫、物置の面積を除く)であることがわかる図面 建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し 振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードなど)の写し 申請者が外国籍である場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し(両面) その他知事が必要と認める書類
子育て世帯(持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> 住民票謄本 ※続柄が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの
子育て世帯(中古住宅購入型)	<ul style="list-style-type: none"> 住民票謄本 ※続柄が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書) ※登記官による証明文がある申請日前3ヶ月以内に発行のもの 購入した住宅の売買契約書の写し 中古住宅の空き家期間証明書(様式第14号)
移住・定住世帯(定着回帰型)	<ul style="list-style-type: none"> 住民票謄本 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの 住民業謄本に県外居住時の住所が記載されていない場合は、戸籍の附票 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの 申請者が移住者(配偶者)の親又は子である場合は、申請者と移住者(配偶者)との親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの
移住・定住世帯(中古住宅購入型)	<ul style="list-style-type: none"> 住民票謄本 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの 住民業謄本に県外居住時の住所が記載されていない場合は、戸籍の附票 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書) ※登記官による証明文がある申請日前3ヶ月以内に発行のもの 購入した住宅の売買契約書の写し 中古住宅の空き家期間証明書(様式第14号)
断熱・省エネ改修(持ち家型) 防災減災改修(持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの
災害復旧(持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの 市町村長等が発行する被災を証する書面又はその写し

完了の実績を報告するとき

共通	<ul style="list-style-type: none"> 完了実績報告書(様式第10号) 補助対象工事部分の施工中・施工後の写真 建築基準法による確認済証を受けた工事にあっては、検査済証の写し 工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 工事費用に係る領収書の写し 補助金交付請求書(様式第15号) リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの その他知事が必要と認める書類
断熱・省エネ改修(持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> 断熱改修工事を行った場合は、材料搬入時の梱包材の写真、納品伝票の写し又は出荷証明書等、使用した断熱材の種類等が確認できる書類 熱交換型換気設備改修工事を行った場合は、製品仕様書又は製品カタログ等、設置した換気機器の温度(顕熱)交換効率が確認できる書類 LED照明設置改修工事を行った場合は、製品仕様書又は製品カタログ等、設置した照明機器の光源が確認できる書類

完了実績報告書の提出期限：令和9年3月12日(厳守)

申請・問合せ先(受付9:30~16:15) ※市町村の住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。

鹿角地域振興局建築課 ☎0186-23-2311 由利地域振興局建築課 ☎0184-27-1777

北秋田地域振興局建築課 ☎0186-63-2531 仙北地域振興局建築課 ☎0187-63-3124

山本地域振興局建築課 ☎0185-52-6103 平鹿地域振興局建築課 ☎0182-32-6206

秋田地域振興局建築課 ☎018-860-3491 雄勝地域振興局建築課 ☎0183-73-6166

秋田県建設部建築住宅課(調整住宅政策チーム)

令和8年度 秋田県住宅リフォーム推進事業

子育て世帯 のリフォーム支援

- ・持ち家型
- ・中古住宅購入型(築後10年経過した空き家)
18歳以下の子供と同居する親子世帯を支援します!

移住世帯 のリフォーム支援

- ・定着回帰型
実家に戻る移住世帯などを支援します!
- ・中古住宅購入型(築後10年経過した空き家)
中古住宅を購入した移住世帯を支援します!

断熱・省エネ化 のリフォーム支援

- 断熱改修や開口部の断熱化などを支援します!
- 省エネ設備(熱交換型換気・LED照明)化を支援します!

防災減災対策 のリフォーム支援

- 水害対策(止水板・逆流防止弁設置など)を支援します!



補助金の申請は、1つの住宅につき原則1回限りです。
【子育て世帯(持ち家型)、移住・定住世帯(定着回帰型)】
過去に県のリフォーム事業で交付を受けた補助金額が上限額に達していない場合、ご利用いただけます。

受付期間：令和8年4月1日~令和9年3月12日

予算がなくなり次第、終了します。

	子育て世帯		移住・定住世帯		断熱・省エネ改修	防災減災改修
	持ち家型	中古住宅購入型	持ち家型	中古住宅購入型	持ち家型	持ち家型
対象者	18歳以下の子 ^{※1} と同居している親子世帯		県外から県内に住所を移動しようとする方 ^{※2} を含む世帯等		住宅の所有者等	住宅の所有者等
対象工事	リフォーム・増改築工事など(補助対象世帯の居住環境の向上に資する工事に限る)				断熱・省エネ改修工事	水害対策工事
補助額 (千円未満切り捨て)	補助対象額の 20% 上限 40万円	補助対象額の 30% 上限 60万円	補助対象額の 20% 上限 40万円 ^{※1} 【18歳以下の子】と転入する場合 上限 60万円 に引き上げ	補助対象額の 30% 上限 60万円 ^{※1} 【18歳以下の子】と転入する場合 上限 90万円 に引き上げ	補助対象額の 10% 上限 8万円	補助対象額の 50% 上限 8万円
対象住宅	一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅)マンションなどの共同住宅において区分所有する専有部分 ※中古住宅購入型、防災減災改修は対象外					
対象外工事 (各タイプ共通)	①公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ②門・塀など、いわゆる外構工事(補助対象工事に関わる工事を除く) ③住宅用太陽光発電システムの設置工事 ④国のリフォーム等工事補助制度を利用する場合で、その補助対象部分 ⑤その他、補助金の交付が適当でない認められた工事					

※1 平成20年4月2日以降に生まれた子をいいます。

※2 県内に住所を移動した日が、工事契約日(中古住宅購入型は対象住宅の取得日)から起算して3年以内の方を含みます。Aターン移住者の場合、在学期間を除いて3年を超えて県外に居住していた方が対象となります。